

きのこ中毒予防月間を実施します

「有毒きのこ」の誤食による食中毒は、例年、きのこ採取のシーズンを迎える9月から10月の間に多発し、そのほとんどが家庭で発生しています。これらの食中毒の発生を未然に防止するため、「きのこ中毒予防月間」を次のとおり実施します。

1 実施期間

令和7年9月20日(土)から令和7年10月19日(日)まで

2 実施目標

次の事項を重点に、きのこ中毒防止に関する知識の普及啓発に努めます。

- (1) わからないきのこは採らない、触らない、食べない、売らない、人にあげない。
- (2) 食べられるきのこの特徴を完全に覚える。
- (3) わかっていても、もう一度よく確認する。

(毎年採って食べているきのこでも、生育している場所や状況が変わっている場合があります。)

- (4) 「柄が縦に裂けるきのこは食べられる」などの誤った言い伝えや迷信を信じない。

3 実施事業

(1) きのこ勉強会

日 時：9/24(水)、

10/1(水)、10/6(月)、10/16(木)、10/20(月)、10/27(月)

午後3時から午後4時まで(受付：午後2時50分から)

場 所：長野県伊那合同庁舎(伊那市荒井3497)1階 母子室

内 容：きのこ中毒防止に関する講習及び持ち寄ったきのこの鑑別(事前申込不要)

※講習を受講された方限定で、持ち寄ったきのこの鑑別を実施します。

持ち物：筆記用具、鑑別したいきのこ(ある方のみ) 等

(2) 野生きのこ販売所への立入指導

(3) 各種媒体や事業者団体等を通じた広報啓発

※豚熱のまん延を防ぐため、山林に入る皆様に感染拡大防止対策の御協力をお願いします。

【きのこ採り等で山林に入る皆様へのお願い】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/enchiku/documents/chuikanki.pdf>

下山時に、靴底の洗浄や靴の履き替えをお願いします。

確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

しあわせ信州創造プラン3.0(長野県総合5か年計画)推進中

(問い合わせ先)

(担当) 伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課
小木曾、黒岩

電話：0265-76-6839(直通)

FAX：0265-76-6886

E-mail：inaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp